

障第701号
令和2年8月27日

各児童発達支援センター事業所運営法人代表者
各児童発達支援事業所運営法人代表者
各障害児支援相談支援事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県難聴児療育支援技術獲得等研修事業（難聴児療育研修事業）の実施について（御案内）

平素は、本県の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県では、令和元年12月11日に「岐阜県難聴児支援に関する検討会」を設置し、保健、医療、福祉、教育の各分野が連携しながら難聴のお子さんとその保護者の方をしっかりと支援する体制を整えるための検討を行っているところです。

その中で、児童発達支援事業所又は児童発達支援センターにおいて、難聴のお子さんに対する療育支援技術の獲得又は向上のための研修を受けられる事業を立ち上げました。

当事業は、はじめて難聴のお子さんを迎える際の支援方法に不安がある場合や、既に迎えている難聴のお子さんの支援方法を見直したい場合等のニーズに応じて、専門療育機関（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）に従事する講師を派遣する等により、研修を実施させていただく事業です。

つきましては、当事業に係るチラシを送付させていただきますので、必要に応じ、ぜひご活用いただきますよう御案内申し上げます。

健康福祉部障害福祉課地域生活支援係			
係長	堀 部	担当	金子
電話	058-272-1111（内線 2621）		
e-mail	kaneko-mina@pref.gifu.lg.jp		